２　当該都道府県の基礎賦課基準応益割額に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に当該都道府県の基礎賦課基準応能割率を乗じて得た額との合計額が六十一万円を超える世帯があるときは、前項第一号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（当該都道府県の基礎賦課基準応益割額610,000円×（賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数／当該都道府県の基礎賦課基準応能割率））

３　一万千七百二十六円八十六銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇一二四四三四〇三七五八を乗じて得た額との合計額が十九万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数／190,000円－11,726円86銭×賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数）×0.022443403758

４　一万三千九百十五円〇〇銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇一八八〇〇七〇三二九二を乗じて得た額との合計額が十七万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（賦課期日に当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数／170,000円－13,915円00銭×賦課期日に当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数）×0.018800703292

附　則

（平成二十年度から令和元年度までの各年度における別表第一に定める率の特例）

第四条　平成二十年度から令和元年度までの各年度においては、法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者であつて、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達したものに対する別表第一の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乗ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9779」、「0.9480」、「0.9180」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「―」、「―」、「1.0000」、「0.9687」及び「0.9295」とする。

２　当該都道府県の基礎賦課基準応益割額に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に当該都道府県の基礎賦課基準応能割率を乗じて得た額との合計額が五十八万円を超える世帯があるときは、前項第一号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（当該都道府県の基礎賦課基準応益割額580,000円×（賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数／当該都道府県の基礎賦課基準応能割率））

３　一万千四百七十二円五十一銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇一二〇七〇二二八五六一を乗じて得た額との合計額が十九万円を超える世帯があるときは、第一項第二号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数／190,000円－11,472円51銭×賦課期日に当該世帯に属する被保険者の数）×0.022070228561

４　一万四千九十四円九十四銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇一九〇三七〇三二八〇三を乗じて得た額との合計額が十六万円を超える世帯があるときは、第一項第三号ロにおける基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

（当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額）－（賦課期日に当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数／160,000円－14,094円94銭×賦課期日に当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数）×0.019037032803

附　則

（平成二十年度から平成三十年度までの各年度における別表第一に定める率の特例）

第四条　平成二十年度から平成三十年度までの各年度においては、法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者であつて、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達したものに対する別表第一の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乗ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9779」、「0.9480」、「0.9180」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「―」、「―」、「1.0000」、「0.9687」及び「0.9295」とする。